第２号様式（第８、第１１関係）

年　　月　　日

（あて先）甲府市上下水道事業管理者

住所

 氏名

連絡先

**排除汚水量減量認定（継続）申請書**

使用水に公共下水道へ排除されない水量があるため、要綱第８又は要綱第１１の規定により、排除汚水量の減量認定を申請します。

また、申請にあたり、次に掲げる事項を遵守します。

１　申請が認められた後は、本市の水道メーターの検針日（本市の水道メーターが設置されていない場合は、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日）に私設メーターの検針を行い、検針日の翌日から起算して５日以内（甲府市の休日を定める条例（平成元年３月条例第１３号）第１条に掲げる休日を除く。）に管理規程第１３条に規定する使用水量申告書（以下「使用水量申告書」という。）を管理者に提出します。

２　使用水量申告書の提出が遅れた場合、全量の下水道使用料を納付します。

３　排除汚水量の適正な計量及び把握に関する資料の提出や現地調査に応じます。

４　排除汚水量の計量及び把握に疑義が生じた場合、管理者と協議し指示に従います。

５　甲府市下水道条例、甲府市下水道条例施行規程、本要綱等を遵守します。

お客様番号

（水道水を使用している場合）

使用場所

（申請者住所と異なる場合）

使用水種：水道水　　地下水　　その他（　　　　　　　）

減量要因：製品化　　蒸発　　　散水　　　その他（　　　　　　　）

本書に、①私設メーター等届出書（第１号様式）　②給・排水系統図（平面図）

③現地案内図　④その他（写真等）を添えて提出してください。